

「兵庫県建設国保における海外療養費制度」について

被保険者の方が海外渡航中に病気やけがで治療を受けた時、支払った医療費の一部が払い戻される制度です。

帰国後、申請手続きをされる際の必要書類となりますので、「兵庫県建設国保における海外療養費制度」についての冊子（次頁以降に申請に必要な記入用紙が添付されています）を海外へ持参してください。

海外療養費の詳細については、以下のとおりとなります。

1. 保険の適用範囲について

日本国内で保険適用となっていない医療行為（心臓や肺などの臓器の移植、人工授精などの不妊治療、性転換手術など）は保険の対象とはなりません。

※ 必要に応じて民間の海外旅行損害保険等にも加入しましょう。

海外の場合、日本国内と同じ病気やけがでも、国や医療機関によって請求額が大きく異なります。

2. 支給額について

日本国内での保険適用の範囲内での支給額となるため、実際に支払った額よりも少ない金額での払い戻しとなる場合があります。

3. 申請及び支給の手続きについて

① 海外の医療機関で、一旦かかった医療費の全額を支払う。



② その医療機関で、別紙の「診療内容明細書」と「領収明細書」を記入してもらう。



③ 帰国後、所属労働組合へ、上記の診療内容明細書・領収明細書・パスポートまたは航空券（写し）など渡航歴のわかるものを提出する。



④ 建設国保から、国内における保健診療の範囲内で支給額を決定します。

4. 申請に必要なもの

- ・診療内容明細書、領収明細書、パスポートまたは航空券（写し）など渡航歴のわかるもの
- ・「調査に関わる同意書」（英文表記があるもの）
- ・保険証、認め印鑑
- ・個人番号が確認できる公的書類（個人番号カード等）
- ・窓口に来られる人の本人確認ができる公的書類（運転免許証等）

※ 申請手続きができるのは、その治療費を支払った日の翌日から起算して2年間です。